

## 設計業務委託特記仕様書

### 1 業務概要

(1) 業務名称 浜田・若竹統合保育園（仮称）建設工事（設計業務委託）

#### (2) 計画施設概要

- ア 施設名称 (仮称) 浜田・若竹統合保育園
- イ 施設場所 (予定) 酒田市亀ヶ崎六丁目10番地内
- ウ 施設用途 保育園

平成21年国土交通省告示第15号 別添二第11号第1類とする。

#### (3) 履行期間

契約の日から平成31年5月31日（金）まで

なお、基本設計成果品については平成30年11月30日（金）を納品の目途とする。

また、配置図、平面図、立面図については、平成30年11月9日（金）まで提出すること。

市による修正が生じた場合は、速やかに是正し再度提出すること。

#### (4) 設計と条件

##### ア 敷地の条件

- (ア) 敷地面積 約 5,664.04 m<sup>2</sup>
- (イ) 地域地区 第二種中高層住居専用地域  
建ぺい率 60% 容積率 200%
- (ウ) 防火地域 法22条地域
- (エ) その他 酒田市景観計画区域内

##### イ 施設の条件

(ア) 種別 新築工事 増築工事 改築工事 改修工事

##### (イ) 概要

- a 園舎 構造 : 木造（一部、他構造併用可）  
延べ床面積：約 1,870 m<sup>2</sup>（保育園機能、特別保育・子育て支援センター機能）
- b 外構整備 一式（園庭、遊具、駐車場、植栽、囲障、看板、外灯、構内排水等）

c 要求諸室等

	室名	必要数	備考
保 育 園 機 能	0歳児室	1	定員20人、80㎡以上とすること。可動式間仕切り等で分割できること。
	1歳児室	1	定員20人、80㎡以上とすること。可動式間仕切り等で分割できること。
	2歳児室	1	定員25人、60㎡以上とすること。可動式間仕切り等で分割できること。
	3歳児室	1	定員25人、60㎡以上とすること。
	4歳児室	1	定員25人、60㎡以上とすること。
	5歳児室	1	定員25人、60㎡以上とすること。
	遊戯室(大)	1	
	遊戯室(小)	1	0～2歳児専用の遊び場として計画すること。
	事務室	1	玄関及び園庭への視認性を確保すること。
	調理室・検品室・下処理室	1	検品室は、調理室への裏玄関に設けること。
	園児用トイレ	3	0～1、2～3、4～5歳児用トイレをそれぞれ設けること。
	職員用トイレ	3	男性用、女性用、調理員用トイレをそれぞれ設けること。
	多目的トイレ	1	
	玄関・風除室	1	保育園専用として計画すること。
	機械室	1	
	調乳室・沐浴室・洗濯室	各1	
	面談室・医務室	各1	
	更衣室・職員休憩室	各1	更衣室の定員は、33人(女性30、男性3)とすること。
	調理員用更衣室・休憩室	各1	
	倉庫・教材室	適宜	遊戯室(大)内に面した部分には遊具等収納用として必ず倉庫を設けること。
	テラス・廊下・その他	適宜	テラスについては園庭に面した部分に設け、内外部との連続性に配慮すること。
特 別 保 育 ・ 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 機 能	特別保育室(3歳未満)	1	20㎡以上とすること。
	特別保育室(3歳以上)	1	20㎡以上とすること。
	遊戯室(大)	1	定員20組(乳幼児・保護者)
	遊戯室(小)	1	定員10組(乳幼児・保護者)、畳敷きとすること。
	事務室	1	玄関、遊戯室(共に支援センター用)及び園庭への視認性を確保すること。
	食堂(中ホール)	1	災害避難時に炊き出し用調理場等として使用できるよう計画すること。
	授乳室	1	
	トイレ	1	乳幼児・大人用とすること。
	多目的トイレ	1	
	玄関・風除室	1	子育て支援センター専用として計画すること。
	更衣室	1	シャワー室を併設すること。
	調乳室・沐浴室・洗濯室	各1	
	機械室	適宜	
	倉庫	適宜	遊戯室(大)内に面した部分には遊具等収納用として必ず設けること。
テラス・廊下・その他	適宜	テラスについては園庭に面した部分に設け、内外部との連続性に配慮すること。	
外 構	園庭	1	各種遊具、砂場、築山、プール設置スペース、物置、0～2歳児用遊び場を設けること。
	駐車場	適宜	職員用35台(2.5×6m程度で縦列駐車)、来客用30台(2.5×5mで通路別途)程度とする
	散歩用バギー置場・洗濯干し場	適宜	
	その他・植栽等	適宜	

※特別保育・子育て支援センター機能部分は、保育園機能部分と独立して運営できるように計画すること。また福祉避難所、研修会場等、多目的使用を想定して計画すること。

(ウ) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」による耐震安全性の分類は以下の通りとする。

構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：B類 建築設備：乙類

ウ 設備概要

(ア) 電気設備

- |         |           |            |         |
|---------|-----------|------------|---------|
| ■受変電設備  | ■幹線設備     | ■電灯コンセント設備 | ■動力設備   |
| ■電話設備   | ■インターホン設備 | ■放送設備      | ■TV共聴設備 |
| ■火災報知設備 | ■ガス漏れ警報設備 | ■監視カメラ設備   | □避雷設備   |
| ■機械警備設備 | □自動通報設備   | ■外灯設備      | □昇降機設備  |

(イ) 機械設備

- |         |        |         |       |
|---------|--------|---------|-------|
| ■給水設備   | ■給湯設備  | ■排水設備   | ■衛生設備 |
| ■ガス設備   | ■消火設備  | ■空気調和設備 | ■換気設備 |
| ■自動制御設備 | ■暖房設備  | ■冷房設備   | ■排煙設備 |
| □融雪設備   | □浄化槽設備 |         |       |

エ 工事予定期間 園舎工事：平成 31 年 12 月～平成 32 年 11 月（見込み）

外構工事：平成 32 年 8 月～平成 32 年 12 月（ 〃 ）

オ 工事予定金額 園舎工事費：約 599,000 千円（消費税を除く）

外構工事費：約 140,500 千円（ 〃 ）

カ その他特記事項

(ア) 主要な構造部及び内装には、酒田産木材を積極的に使用すること。ただし、構造的又は法的にこれを使用できない箇所については除く。

(イ) 外構設計は、土木関係建設コンサルタント業による成果品とすること。

(ウ) 敷地内に現存する団地の解体工事については、旧所有者にて平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの期間で実施予定。そのため、地盤調査業務（別途発注）における調査実施場所は、設計者と協議の上、既存建物に支障とならない位置でのみ実施可能であることを念頭に置くこと。

(エ) 福祉避難所とは、災害発生時に一般の避難所では生活が困難「要配慮者」等で、医療機関等への入所または入院には至らないものの、特別な配慮を必要とする方を対象とし、短期間（概ね 7 日間程度）、一時的に受け入れる二次的避難所をいう。本業務においては、特別保育・子育て支援センター機能の部分を福祉避難所とし、「要配慮者」のうち妊産婦及び乳幼児等の受け入れを想定すること。

福祉避難所の機能及び施設整備に関しては、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府防災担当作成、平成 28 年 4 月策定）を参考とすること。

(オ) 設置する什器備品等の仕様検討及び積算について、協力を行うこと。

## 2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 21 年 4 月改正 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

### (1) 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印及び■印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

### (2) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士とする。

### (3) 計画通知書等の設計図書への押印

#### ア 建築基準法に基づく計画通知書等が必要な場合

建築基準法に基づく計画通知書等は、建築、設備設計に係る管理技術者又は建築士法に定める管理建築士のいずれかの設計者名を記載し、申請図面へ押印（印影不可）する。

#### イ 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与

設計業務において、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）の関与が求められる場合は、次のように取り扱う。

##### (ア) 構造設計一級建築士等が自ら設計を行った場合

構造設計図書又は設備設計図書に構造設計一級建築士等である旨の表示、記名、押印（印影不可）をする。

##### (イ) 構造設計一級建築士等が法適合確認を行う場合

当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨の記載をし、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名、押印（印影不可）をする。

### (4) プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### (5) 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

#### ア 一般業務（※1）

##### (ア) 基本設計

- 建築（意匠）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計
- 外構整備基本設計

##### (イ) 実施設計

- 建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
- 外構整備実施設計

#### 基本設計標準業務（平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第一号イ）

項 目		総合	構造	電気	機械
①設計条件の整理	(i) 条件の整理	■	■	■	■
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	■	■	■	■
②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	■	■	■	■
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■	■	■	■

③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		■	■	■	■
④基本設計方針の策定	(i) 総合検討	■	■	■	■
	(ii) 基本設計方針の策定及び市への説明	■	■	■	■
⑤基本設計図書の作成		■	■	■	■
⑥概算工事費の検討		■	■	■	■
⑦基本設計内容の市への説明等		■	■	■	■

実施設計標準業務（平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第二号イ）

項 目		総合	構造	電気	機械
① 要求等の確認	(i) 市の要求等の確認	■	■	■	■
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	■	■	■	■
②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	■	■	■	■
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■	■	■	■
③実施設計方針の策定	(i) 総合検討	■	■	■	■
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	■	■	■	■
	(iii) 実施設計方針の確定及び市への説明	■	■	■	■
④実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	■	■	■	■
	(ii) 確認申請図書の作成	■	■	■	■
⑤概算工事費の検討		■	■	■	■
⑥実施設計内容の市への説明等		■	■	■	■

注：※1 「一般業務」の内容には、以下の資料作成等を含む。

- (1) 業務の実施に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）。
- (2) 業務の対象となる工事の実施に当たり、法令及び県や市の条例上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成。

イ 追加業務

■積算業務（※2）（工事費算定内訳書、内訳明細書、数量計算書、代価表、見積比較表、見積書）

注：※2 「積算業務」については、工事発注時期にあわせ、改めて採用単価の見直しを行うため、受注者は再見積書の徴集及び各種調書の単価入替えについて協力すること。

■透視図作成 外観：彩色 2 枚 A3 判

内観：彩色1枚 A3判

額：アルミ製

□模型製作 縮尺：1/200～1/300 主要材料：スチレンペーパー程度

ケースの有無：有り 材質：アクリル製程度

□模型の写真撮影 カラー：4枚 A3判

■計画通知申請手続き業務 申請予定日：平成31年5月下旬予定

■景観区域内における行為の届出書の作成及び申請手続き業務

■省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

□建築物総合環境性能評価システムによる評価に係る業務

□酒田市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱による届出書の作成及び申請手続き業務

□防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

□空調シュミレーションによる検討

□テレビ電波障害予測調査

■概略工事工程表の作成業務

■維持管理費概算の算出（年間の光熱水費、保守点検委託費等の維持管理費）

## （6）業務の実施

### ア 一般事項

（ア）基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

（イ）実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

（ウ）積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

### イ 調査、打合せ及び記録

（ア）設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

（イ）打合せは次の時期に行う。

a 業務着手時

b 1ヶ月に1回程度

c 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

d その他

（ウ）受注者は、設計着手前に敷地調査を行うこと。その際、敷地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、調査職員とその

処置について打合せを行う。なお、現地調査に際しての一切の費用は受注者の負担とする。

- (エ) 受注者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。
- (オ) 受注者は、業務完了後も必要に応じて調査職員に内容を説明し、打合せをしなければならない。

#### ウ 業務計画書

受注者は、業務に当たって以下の事項を記載した業務計画書を調査職員に提出すること。

##### (ア) 業務詳細工程

- a 各業務の開始、完了時期、現場調査時期
- b 作成する各種資料、設計図書の種類、提出時期
- c 市との協議時期、内容

##### (イ) 管理技術者

資格要件を指定された場合は、その資格を証する書類を添付

##### (ウ) 業務実施体制

- a 各担当の分担業務（具体的に記載のこと）
- b 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者

##### (エ) 品質確保の方策

- a 本業務に適用する基準
- b 本業務に使用する電算プログラム

#### エ 適用基準等（最新版の基準を適用）

受注者は、下記に示す各種基準等に基づき設計業務をするものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を得ること。

##### (ア) 共通

- a 官庁施設の基本的性能基準
- b 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- c 官庁施設の環境保全性基準
- d 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- e 公共住宅建設工事共通仕様書

##### (イ) 建築

- a 敷地調査共通仕様書
- b 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- c 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- d 公共建築木造工事標準仕様書
- e 建築設計基準

- f 建築構造設計基準
- g 木造計画・設計基準
- h 構内舗装・排水設計基準
- i 建築工事標準詳細図
- j 擁壁設計標準図
- k 建築物解体工事共通仕様書・同解説

(ウ) 建築積算

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築数量積算基準・同解説
- c 公共住宅建築工事積算基準
- d 公共住宅屋外整備工事積算基準

(エ) 設備

- a 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- b 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- c 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- d 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- e 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- f 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- g 建築設備計画基準
- h 建築設備設計基準
- i 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- j 建築設備耐震設計・施工指針
- k 建築設備設計計算書作成の手引き

(オ) 設備積算

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築設備数量積算基準・同解説
- c 公共住宅電気設備工事積算基準
- d 公共住宅機械設備工事積算基準

オ 守秘義務

受注者は、酒田市「測量・建設コンサルタント等業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第5項の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

カ 再委託

(ア) 契約約款第4条第1項に定める「指定した主たる部分」、同第2項「指定した部分」とは、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいい、受注者は、これを再委託することはできない。



- (イ) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約約款第4条第3項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、市の承諾を必要としない。
- (ウ) 受注者は、カの(ア)及び(イ)に規定する業務以外の再委託に当たっては、市の承諾を得なければならない。
- (エ) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が市の建設コンサルタント業務等指名参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (オ) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び監理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

#### キ 貸与品等

業務の実施に当たり、貸与する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、地盤調査業務報告書（別途発注予定）とする。

#### ク 関係官公庁への手続き等

- (ア) 受注者は、設計業務の実施に当たって、市が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (イ) 受注者は、設計業務の実施に当たって、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。なお、それにかかる費用や必要となる資料等の作成は受注者の負担において行うものとする。
- (ウ) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

#### ケ 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たって、受注者の責任のもと、関連する法令、条例等を調査し遵守しなければならない。

#### コ 修補

- (ア) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (イ) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。
- (ウ) コの(ア)及び(イ)によるほか、受注者は契約約款第18条により、瑕疵担保による修補、及び工事の手直し等にかかる損害賠償を負うものとする。

#### サ 損害金

- (ア) 受注者は、委託期限までに成果物を提出できなかったときは、契約約款第19条により損害金を支払わなければならない。
- (イ) 受注者は、サの(ア)が確認された場合について、市に対し原因や対応の説明責任を負わなければならない。

#### シ 地域材の使用

受注者は、当該工事の設計に当たり、構造部や意匠部に地域材としての、木材又は木材を原料とする資材の積極的な活用案を作成し、採用にあたっては、調査職員と協議の上、了解のもと進めることとする。

地域材とは、酒田市内の森林から産出され、酒田市内で加工された木材をいう。

#### ス シックハウス対策

受注者は、シックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定等）について検討し、設計に反映させること。

#### セ 特記事項

- (ア) 受注者は、公共事業という認識と責務のもと、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性等の比較検討を行い、その実施内容を書面にて提出すること。また、その内容について修正や再検討を指示された場合は、速やかに実施すること。
- (イ) 受注者は、設計業務の実施に当たって、景観に配慮した建築物の整備へ向け、十分検討すること。
- (ウ) 受注者は、設計業務の実施に当たり、工事予定金額をもって適切なコスト管理を行うこと。
- (エ) 受注者は、計画的な監理のもと、設計図書の提出期限を厳守し、工事予定期間に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (オ) 受注者は、建築、電気設備、機械設備の各設計内容や計算書その他説明書等に相違が無いように精査すること。
- (カ) 受注者は、設計の内容が本仕様書、又は調査職員の指示、若しくは受注者と調査職員との協議や打合せの内容に適合しない場合については、速やかに修正を行うこと。

#### (7) 権利

受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切酒田市に帰属する。

#### (8) 計画通知申請図書作成及び手続きの協力

- ア 受注者は、建築基準法等関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行わなければならない。

イ 計画通知の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」が交付された場合等の設計内容の瑕疵は、受注者の責任において適合させなければならない。

### (9) 設計業務の成果品

- ア 設計業務の成果品については、調査職員の承諾を受けた後、完成手続きを行うこと。
- イ 受注者は、設計業務が完了したときは、特記仕様書に示す成果品を完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- ウ 実施設計成果品における製本は、履行期限以降2週間までに提出すること。なお、計画通知申請等の諸手続きが必要な場合は、調査職員と協議の上、確認済証交付後の提出とすることもある。
- エ 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

### (10) 成果品及び提出部数等

#### ア 基本設計

成果品等	ファイル	電子データ	備考
<b>1. 総合</b>			
計画説明書	3部	■	
仕様概要書			
仕上概要書			
面積表及び求積図			
敷地案内図			
配置図			
平面図（各階）			
断面図			
立面図			
工事費概算書			
<b>2. 構造</b>			
構造計画説明書	3部	■	
構造設計概要書			
工事費概算書			
基礎構造比較検討書			杭、地盤改良、直接基礎等の採用比較 検討書作成（コスト・メリット・デメリット）

<b>3. 設備</b>			
<b>(1) 電気設備</b>			
電気設備計画説明書	3部	■	
電気設備設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
<b>(2) 給排水衛生設備</b>			
給排水衛生設備計画説明書	3部	■	
給排水衛生設備設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
<b>(3) 空調換気設備</b>			
空調換気設備計画説明書	3部	■	
空調換気設備設計概要書			
工事費概算書			
空調方式比較検討書作成	3部	■	インシャルコスト・ランニングコスト・メリット・デメリット
各種技術資料			
<b>(4) 昇降機等</b>			
昇降機等計画説明書	3部	■	
昇降機等設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
<b>4. 追加業務</b>			
外構計画説明書	3部	■	
外構設計概要書			
工事費概算書			
各種技術資料			
透視図	1部	■	
<b>注 記</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファイルはA4ファイルとし、表紙に委託名及び受注者名を、背表紙に委託名をつけて提出のこと。</li> <li>・ 電子データはCD-RにPDFデータとして収納し、1部を提出すること。</li> </ul>			

イ 実施設計

成果品等	ファイル	製本	電子データ	備考
<b>1. 総合</b>				
設計主旨	1部		■	配置、平面、立面計画等を1～2枚程度で作成
建築物概要書	1部		■	
特記仕様書		3部	■	
仕上表				
面積表及び求積図				
敷地案内図				
配置図				
平面図（各階）				
断面図				
立面図（各面）				
矩計図				
展開図				
天井伏図（各階）				
平面詳細図				
部分詳細図				
建具表				3部
仕上ユニット計画図				
サイン計画図				
仮設計画図				
その他必要な図面				
各種計算書	1部		■	
計画通知等各種申請図書	適宜		■	各種申請に必要な部数
追加業務に関する事項	1部		■	
<b>2. 構造</b>				
特記仕様書		3部	■	
構造基準図				
伏図（各階）				
軸組図				
部材断面図				
その他必要な図面				

構造計算書	1部		■	
基礎構造比較検討書	1部		■	杭、地盤改良、直接基礎等の採用比較検討書作成 (コスト・メリット・デメリット)
計画通知等各種申請図書	適宜		■	各種申請に必要な部数
追加業務に関する事項	1部		■	
<b>3. 電気設備</b>				
特記仕様書		3部	■	
敷地案内図				
配置図				
受変電設備図				
非常電源設備図				
幹線系統図				
電灯、コンセント設備平面図 (各階)				
動力設備平面図 (各階)				
通信・情報設備系統図				
通信・情報設備平面図 (各階)				
火災報知等設備系統図		3部	■	
火災報知等設備平面図 (各階)				
避雷設備図				
屋外設備図				
その他必要な図面				
各種計算書	1部			
計画通知等各種申請図書	適宜		■	各種申請に必要な部数
追加業務に関する事項	1部		■	
<b>4. 機械設備</b>				
特記仕様書		3部	■	
敷地案内図				
配置図				
給排水衛生設備配管系統図				
給排水衛生設備配管平面図 (各階)				
消火設備系統図				
消火設備平面図 (各階)				

排水処理設備図				
空調設備系統図				
空調設備平面図（各階）				
換気設備系統図				
換気設備平面図（各階）				
昇降機等平面図				
昇降機等断面図				
部分詳細図				
屋外設備図				
その他必要な図面				
各種計算書	1部		■	
計画通知等各種申請図書	適宜		■	各種申請に必要な部数
追加業務に関する事項	1部		■	
<b>5. 外構</b>				
仕様書				
面積表及び求積図				
園庭設計図				
遊具設備図				
駐車場整備図		3部	■	
植栽計画図				
囲障、看板設計図				
外構設備図（外灯、構内給排水等）				
その他必要な図面				
各種計算書	1部		■	
追加業務に関する事項	1部		■	
<b>6. 共通</b>				
各種官庁申請書類	1部			
諸官庁打合せ報告書	1部			
打合せ記録簿	1部			
概略工事工程表	1部			



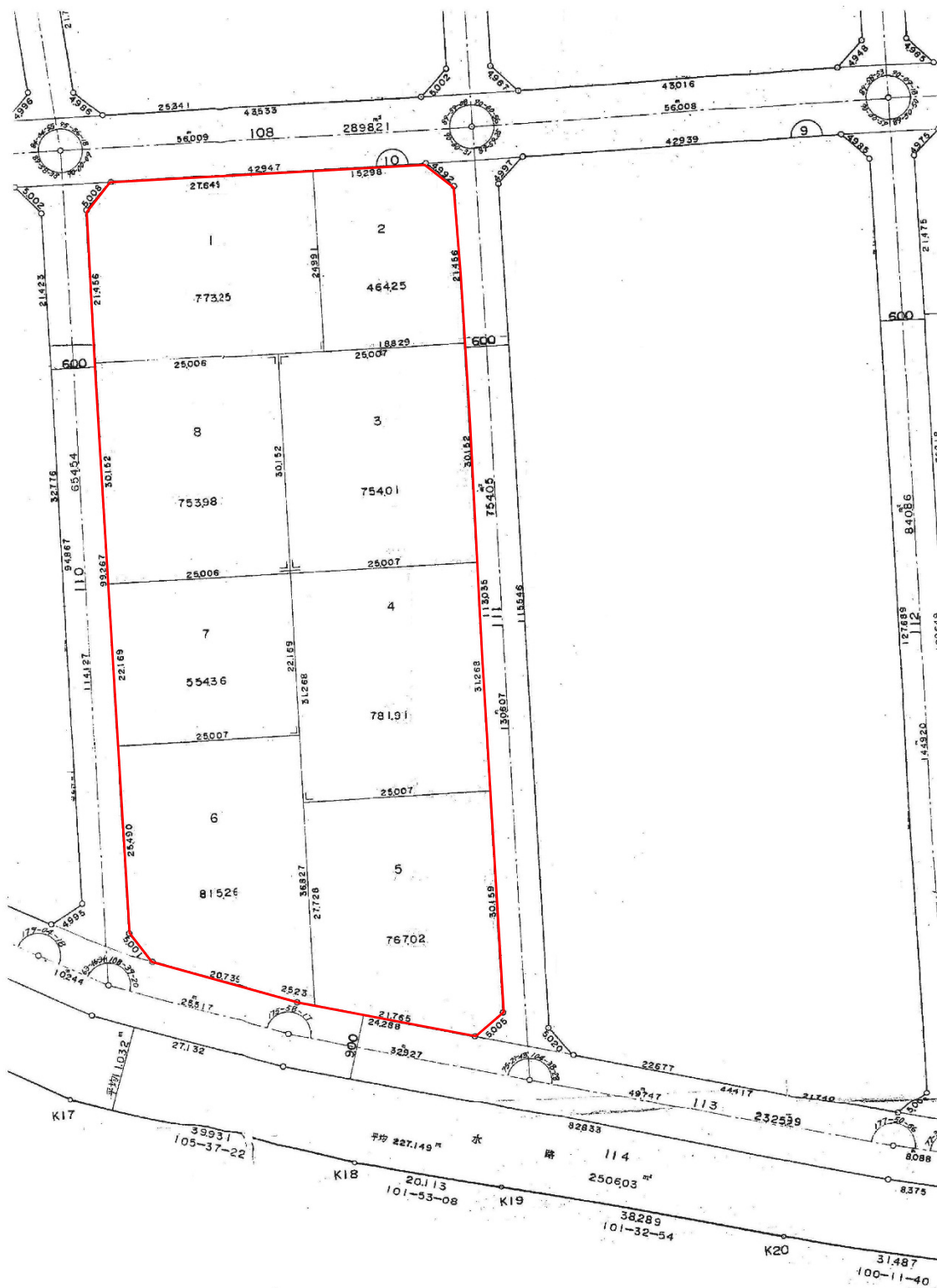


### 3 案内図・面積図

案内図



100 m  
1:2,344



面積図